

成年後見キャラクター
後犬(こうけん)ちゃん

「大切な自分」のこれからのこと 「大切な家族」はどう伝えていくのか 一緒に考えてみませんか

「終活」って聞くとなんだかさみしい気がしていませんか。終活は「自分がどう生きたいのか」を考えるとてもすてきな「老い支度」です。自分のこと、親のこと、家族のこと、この機会に考えてみませんか。

これから終活を始めるあなたに

- 終活はこれから始めていいか分からない。
- エンディングノートを書いたことがない。
- 認知症になったときや介護が必要になったとき、どうしてほしいのか、お金の管理方法を家族と話し合ったことがない。
- 自分や親の相続人を確かめたことがない。

個 → 2個以上は①エンディングノートへ

身寄りがなくて、自分の死後のこと心配なあなたに

- 認知症と診断されていない。
- 配偶者・子供がおらず、死後のことを頼める人がいない。
- 配偶者・子供がおらず、兄弟姉妹も遠方で自分の死後にすぐ駆けつけることができない。
- 身寄りがなく、自分が住んでいる家の片付けを頼める人がいない。

個 → 2個以上は②はだのエンディング応援事業へ

将来、認知症になったときのお金の管理や契約が心配なあなたに

- 認知症と診断されていない。
- 認知症になったときに備え、今から準備できる支援を知りたい。
- 認知症になったとき、支援してほしい人(家族など)が決まっている。
- 認知症になったときに頼れる親族がいない。

個 → 2個以上は③任意後見制度へ

認知症と診断された家族の財産管理や契約などに困っているあなたに

- 認知症と診断された家族がいる。
- 認知症の本人名義の銀行や保険の手続きができない。
- 認知症の本人名義の土地の取引や契約を行う必要がある。
- 認知症の家族が悪徳業者にだまされたことがある、またはだまされる恐れがある。

個 → 2個以上は④成年後見制度へ

①エンディングノート ～もしものときのメッセージ～



もしもに備え、まずは家族や周囲の方に伝えたいことや、あなたの希望を書いておきましょう。市役所本庁舎1階 高齢介護課 (☎ (82) 7394) で無料で配付しています。

②はだのエンディング応援事業



亡くなった後の葬儀・納骨、市役所への届け出、公共料金の精算などを行います(あらかじめお預かりしたお金の範囲内です)。

詳しくは市社会福祉協議会にお問い合わせください。(☎ (84) 7711)

③任意後見制度



将来、認知症などにより1人で決めることができなくなったときに、あなたの権利を守ります。自分に代わってやって欲しいことを前もって決め、自分が選んだ人と前もって契約する制度です。詳しくは秦野市成年後見利用支援センターにお問い合わせください。(☎ (84) 7711)

④成年後見制度



認知症などにより1人で決めできなくなったときに、本人の権利を守る制度です。本人に代わって貯金を下ろしたり不動産を売ったりしてもらえます。

また、不利な契約を結んでしまった場合に取消してもらえます(家庭裁判所が選んだ「後見人」などが行います)。詳しくは秦野市成年後見利用支援センターにお問い合わせください。(☎ (84) 7711)

こんなときは
お気軽に…

秦野市成年後見利用支援センターにご相談ください

社会福祉協議会内 ☎ (84) 7711

相談受け付け: 月~金曜日 午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く)



障害のある子供の後見人になったけど裁判所への報告書の書き方がよく分からぬわ。



1人暮らしで子供もいなから将来が不安。今のうちから何かできることはないかしら。



認知症の母の入所費用のために母の定期預金を解約しようとしたら、銀行からできないと言われてしまった。どうしよう。



「親族後見サポート」制度があります。

あなたに合った終活から始めてみませんか。

社会福祉士がご相談に応じます。
まずはお電話ください。



終活講座

～大切な家族に「安心」を遺すための終活とは～

「まだ早い」と思うかもしれません、早めの準備が安心につながります。ご自身のため、大切なご家族のため、一緒に「終活」について考えてみませんか。

「成年後見制度」と「遺言」などを中心に、終活に関する大切なポイントを分かりやすく解説します。ご夫婦・ご家族での参加もお待ちしています。

講師 弁護士 石森加奈子(はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』センター長)

日 時: 令和7年7月5日(土) 午後1時半~3時

場 所: 保健福祉センター3階第4会議室

参加費: 無料 定 員: 30人(申し込み先着順)

申し込みは
社会福祉協議会
☎ (84) 7711

